

## ●給付金の支給について

Q.

この物価高で住民税非課税の世帯には臨時特別給付金が支給されていると思いますが、ギリギリ住民税が課税されている私には、生活は苦しいです。物価高もそうですが、介護保険料がめっちゃくちゃ高くて大変苦しい思いをしています。そこで住民税ギリギリ課税されている世帯にも給付金支給お願いできないでしょうか。

(令和5年4月受付)

A.

昨今、原油価格や物価等が高騰し先行きが見えない状況が続いており、今後の生活に大変不安を感じていることと存じます。

このような状況下において、現在本市では、国の交付金を活用し住民税非課税世帯1世帯当たり3万円の給付金の支給に向け準備を進めております。

併せて、市の独自支援策として、住民税非課税世帯だけではなく、住民税均等割のみが課税された世帯の皆様へ1世帯当たり2万円の給付金の支給を実施することとしており、7月上旬には対象世帯主様宛てに御案内を発送できるよう準備を進めているところです。

また、生活に困窮している方を対象とした相談窓口を開設しており、住居確保給付金や生活福祉資金貸付等の各種支援制度を紹介するなど、世帯の収支状況に応じた支援を行っておりますので、家計の維持が困難な場合は、担当課である社会福祉課に御相談くださいますようお願いいたします。

この物価高騰の状況が一日も早く収まり、安心した生活が続くことを切に願うとともに、今後も生活にお困りの方に寄り添い、しっかりと支援に取り組んでまいりたいと考えております。

(令和5年5月9日回答)

※上記の回答内容はすべて回答日時点のものであり、現在とは異なる場合があります。